

公立大学法人滋賀県立大学大学案内2016作成業務委託契約書（案）

公立大学法人滋賀県立大学理事長 大田 啓一（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により、公立大学法人滋賀県立大学大学案内2016（以下「大学案内2016」と言う。）作成業務委託に係る契約を締結する。

（業務内容）

第1条 委託業務の内容等は、別紙の「公立大学法人滋賀県立大学大学案内2016作成業務委託仕様書」に定めるところによる。

（委託期間）

第2条 契約期間は、契約締結の日より平成27年6月26日までとする。

（委託料）

第3条 委託料は、金 〇〇〇〇〇〇〇円（うち消費税額および地方消費税額は 〇〇〇〇〇〇円）とする。

2 前項の消費税額および地方消費税額は、消費税法第28条第1項および第29条ならびに地方税法第72条の82および第72条の83の規定に基づき、契約金額に108分の8を乗じて得た額である。ただし、消費税法および地方消費税法の改正に伴い、改正税率が適用される部分については、相当額を増額する。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、金 〇〇〇〇〇〇円とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、本契約の存続中、本契約から生じる権利義務を第三者に譲渡し、承継し、または担保に供することができない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（成果物の引渡し）

第6条 乙は、第1条に基づく委託業務が完了したときは、その旨甲に通知し、甲の検査後、甲に引渡すものとする。

（委託料の請求および支払）

第7条 乙は、受託業務が完了した後、甲に対して委託料の支払いを請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の規定による適法な請求書を受領した日の翌月末に委託料を支払うものとする。

(委託料の支払遅滞にかかる損害金)

第8条 甲の責めに帰すべき事由により前条第2項に定める委託料の支払が遅れた場合においては、乙は、当該年度にかかる未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.9パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(瑕疵担保責任)

第9条 乙は、第4条の引渡し後、成果物にかくれた瑕疵があったときは、その補修、取替えまたは、損害賠償の責めを負うものとする。

(履行遅滞)

第10条 乙は、自らの責めに帰すべき理由により納入期限内に合格品を完納しないときは、遅延数量に対する契約金額に対し、納入期限の翌日から合格品を完納する日までの日数に応じて、年2.9%の割合で計算した金額を延滞違約金として甲に支払うものとする。

2 前項の違約金徴収日数の計算については、検査に要した日数は、これを算入しない。

3 甲は、第1項の延滞違約金のあるときは、これを第3条の契約金額から控除し、なお不足するときは当該不足分を徴収するものとする。

(契約内容の変更)

第11条 甲は、必要のあるときはこの契約の内容を変更することができる。

2 前項の場合において、乙が損害を受けるときは、甲はその損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償額は、甲乙協議してこれを定める。

(事情変更による契約内容の変更)

第12条 契約締結後において、天変事変その他不測の事態に基づく経済状態の激変により、契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、甲または乙は、その実情に応じ相手方と協議の上、契約金額、契約期間その他の契約内容を変更することができる。

(契約の解除)

第13条 甲は、この契約の期間中であっても、1カ月前までに書面により乙に通告の上、契約を解除することができる。

2 甲および乙は、相手方がこの契約の債務を履行しない場合は相手方に催告を行った後、書面によってこの契約を解除することができる。

3 甲または乙のいずれかの責に帰する事由により契約が解除または解約されたときは、相手方に対し解約金を支払うものとし、その額については、甲乙協議して定めるものとする。

4 甲は、乙、乙の役員等(乙の代表者もしくは役員またはこれらの者から甲との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。)または乙の経営に実質的に関与している者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法

という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)であると認められるとき。

- (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。
- (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 暴力団、暴力団員または前記(3)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。

(誓約書の提出)

第14条 乙は、滋賀県暴力団排除条例(平成23年滋賀県条例第13号)の趣旨にのっとり、暴力団等に該当しないことを表明・確約するため、別紙2の「誓約書」を契約締結時に甲に提出するものとする。

(秘密保持)

第15条 乙は、その職務上知り得た甲の業務上の内容を利用し、または第三者に漏洩してはならない。

(管轄裁判所)


第16条 この契約について訴訟の必要が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(疑義についての協議)

第17条 この契約に定めのない事項またはこの契約について疑義が生じた場合は、公立大学法人滋賀県立大学会計規則(公立大学法人滋賀県立大学規則第4号)その他の法令の定めるところにより、甲乙協議して定めるものとする。

本契約の証として本書2通を作り、当事者記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 滋賀県彦根市八坂町2500
公立大学法人滋賀県立大学 理事長 大田 啓一 

乙

別紙（第1条関連）

※公立大学法人滋賀県立大学大学案内2016作成業務委託仕様書を添付

誓約書

(あて先)

公立大学法人滋賀県立大学理事長 大田 啓一

私は、公立大学法人滋賀県立大学が滋賀県暴力団排除条例の趣旨にのっとり、大学の事務または事業から暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者を排除していることを承知したうえで、下記の事項について誓約します。

なお、公立大学法人滋賀県立大学が必要と認める場合は、本誓約書を滋賀県警察本部に提供することに同意します。

記

- 1 私または自社もしくは自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 上記（1）から（5）までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 2 1の（2）から（6）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。

平成 年 月 日

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所 _____

[法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名]

(ふりがな)

氏 名 _____

印 _____

[代表者の生年月日・性別]

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日 性別 (男・女)